

# 収入証紙制度の廃止について

# (1) 収入証紙制度の概要

## ① 収入証紙の概要

●現金納付が原則であったとき、業務改善を目的に導入。

(根拠規定) 地方自治法、滋賀県収入証紙条例

証紙の種類	使用開始	販売実績(R4)	対象となる手数料
滋賀県収入証紙	昭和37年度 (1962年度)	495,013千円	県立高校入学考査手数料、旅券法に基づく事務手数料等120の手数料
滋賀県警察関係事務 手数料収入証紙	昭和37年度 (1962年度)	1,481,707千円	道路交通法に基づく警察関係事務手数料等 15の手数料
滋賀県計量法関係等 手数料収入証紙	昭和35年度 (1960年度)	7,740千円	計量法に基づく事務手数料、計量検定所各種証 明手数料の2つ

## ② 収入証紙制度のメリット・デメリット

行・・・行政側      利・・・利用者側

メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: blue;">●</span> 申請窓口で現金を取り扱わないため入金処理・釣銭準備等が不要。</li> <li><span style="color: blue;">●</span> 現金に比べ、盗難・紛失・不正等のリスクが少ない。</li> <li><span style="color: orange;">●</span> 現金と異なり、郵送申請の場合に現金書留での送付が不要。</li> </ul>	<p>「現金納付と比較」した、「行政側の業務改善」の色彩が強い</p>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: orange;">●</span> 申請手続きを行う際、<b>あらかじめ収入証紙の購入が必要</b>。</li> <li><span style="color: orange;">●</span> <b>収入証紙を購入できる場所が限定的</b>。交換・返還場所はさらに限定。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <small>※滋賀県収入証紙の場合</small> </div>                     購入：滋賀銀行本店/県内支店等、一部平和堂、日本国際連合協会滋賀県本部、県庁、県合同庁舎                      交換等：県庁、県合同庁舎のみ                      (郵送による購入・返還は可能)                 </li> <li><span style="color: orange;">●</span> <b>自治体毎に収入証紙があり煩雑</b>。収入印紙とも混同のおそれ。</li> <li><span style="color: blue;">●</span> 収入証紙の販売に関するコストや事務処理が発生。(R4販売手数料 約37,229千円)</li> </ul>	<p>利用者にとっては、デメリットの方が大きい</p>

## (2) 収入証紙の廃止による利便性の向上

- 収入証紙を廃止し、キャッシュレス決済を拡大。
- 電子申請との組み合わせにより、場所や時間に制約されない手続きを実現。

### 証紙制度

収入証紙の購入  
(販売窓口)



申請書類に貼付



申請窓口に提出  
(または郵送)

証紙購入と申請の際、場所・時間的な制約。

証紙の事前準備が必要。  
現金購入のみ。

### これから (利便性の高い手続き)

#### ① 電子申請×電子決済(クレジットカード)の拡大

- **場所や時間に制約されない手続き**の実現。

#### ② 申請窓口のキャッシュレス対応

- **多様な決済手段**。証紙・現金の事前準備不要。

#### ③ 現金による収納方法も確保

- キャッシュレスを利用しない方の利便性も向上。  
例：納付書による支払い(金融機関、コンビニ)

#### ◆参考

我が国のキャッシュレス  
決済額比率は**36.0%** (2022年)

※2017年比 +14.7ポイント

(経済産業省 2023. 4. 6発表)

# (3) 参考資料

## ●証紙制度の見直し、支払方法の拡充に関する、利用者アンケートの結果 (R5.10実施)

県庁会計管理局と各地域会計係(6か所)において、証紙購入者を対象に実施 回答数=210

### ◆主な設問と回答

□証紙制度廃止による課題	①特になし 88.6%	②課題あり 2.4%
□利便性が高い、証紙以外の支払方法 (複数回答可)	①窓口でキャッシュレス決済	35.7%
	②納付書による金融機関・コンビニ払い	35.2%
	③Web上で申請と手数料支払い	33.3%
	④窓口で現金決済	21.4%
□便利なキャッシュレス決済手段 (複数回答可)	①クレジットカード決済	85.3%
	②スマートフォン決済	58.7% 等

## ●他自治体の状況 (都道府県)

	廃止条例施行日	販売終了	利用終了	払戻期限
東京都	平成22年 4月 1日	平成22年 3月31日	平成23年 3月31日	平成28年 3月31日
広島県	平成25年11月 1日	平成26年10月31日	平成27年10月31日	令和元年10月31日
大阪府	平成30年10月 1日	平成30年 9月30日	平成31年 3月31日	令和 6年 3月31日
鳥取県	令和 3年10月 1日	令和 3年 9月30日	令和 4年 3月31日	令和 8年 9月30日
京都府	令和 4年10月 1日	令和 4年 9月30日	令和 5年 3月31日	令和 9年 9月30日
岡山県	令和 5年10月 1日	令和 5年 9月30日	令和 6年 3月31日	令和10年 9月30日

## (4) 想定スケジュール

- 令和7年2月定例会議に収入証紙廃止条例を上程（令和7年10月施行）  
 <経過措置> 令和7年度末に収入証紙の利用を終了。  
 令和12年9月まで証紙払戻しを受付（施行後5年間）。
- 先行して、令和6年度から窓口のキャッシュレス化を開始・順次拡大。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
収入証紙の廃止	証紙販売	[Bar]		
	証紙利用	[Bar]		
		● 証紙廃止条例 上程	● 施行	証紙払戻（～12年9月）
	売りさばき人等との調整		証紙廃止周知	
決済手段の拡大	方法の検討	キャッシュレス対応周知		
		電子申請×電子決済（拡大）		
		窓口キャッシュレス対応（段階的に）		
			現金収納開始	

## (5) その他会計事務の見直し

収入証紙の廃止の他、

- ・ 県民・事業者の利便性の向上
  - ・ 業務の見直し・効率化による新たな行政需要への対応
- の観点から、次のような会計事務の見直しを検討。

項目	概要	効果
電子契約の導入 (令和6年度中開始想定)	紙の契約書に代わる、 電子契約の仕組みを導入	契約書作成時間の短縮、 印紙税が不要となることによる 事業者負担の減
財務会計システムの更新 (令和9年度想定)	平成26年3月に運用を開始 した現財務会計システムの 更新	入力の自動化等による、 業務の省力化・正確性の 向上
備品基準額の見直し (令和6年4月～)	備品基準額を見直し 現： 3万円以上 新： 10万円以上	より重要な物品の適正管理 への注力